求職者等へのセクシュアルハラスメント防止指針

社会福祉法人　甲山会
特別養護老人ホーム　高竜園

社会福祉法人甲山会（以下「法人」といいます。）は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、安心して求職活動等に参加できる環境を確保するため、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止及び発生時の対応について、次のとおり指針を定めます。

1　目的及び対象

本指針は、職員による求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、求職者等が公正かつ安心して職業の選択に資する活動を行える環境を確保することを目的とします。

「求職者等」とは、法人の求人に応募する者、法人が行う採用に資する活動に参加する者、インターンシップ参加者、職場体験者、介護実習、その他の実習を受ける者をいいます。

「求職活動等」とは、採用への応募、採用面接、施設見学、就職説明会、職員への訪問、インターンシップ、職場体験及び各種実習その他職業の選択に資する活動をいい、SNS 等のオンラインを介した活動も含みます。

2　求職者等に対するセクシュアルハラスメントの禁止

職員は、求職者等に対し、性的な言動によりその尊厳を傷つけ、又は求職活動等を阻害する行為をしてはなりません。対象となる行為には、次のようなものが含まれます。これらは例示であり、これらに限られるものではありません。

（1）性的な事実関係を尋ね、性的な冗談若しくはからかいをし、又は容姿、身体若しくは交際関係等について不必要な質問や発言をすること。
（2）性的な関係を求め、又は必要のない身体的接触をすること。
（3）わいせつな画像、文章その他の情報を見せ、送信し、又は流布すること。
（4）私的な食事、飲酒、外出、送迎又は宿泊を伴う行動等に誘い、又はこれらを執拗に求めること。
（5）法人が認めていない職員個人の SNS アカウント、電話番号又はメールアドレスを用いて、業務上必要な範囲を超えて連絡すること。
（6）採用、選考、評価又は実習指導上の立場若しくは影響力を利用し、私的な関係又は対応を求めること。
（7）性的な言動に対する求職者等の対応を理由として、採用、選考、評価又は

実習上の取扱いに不利益を与え、又はその旨を示唆すること。

(8) その他、求職者等の尊厳を傷つけ、又は求職活動等を阻害する性的な言動をすること。

3　採用・実習等における対応

職員は、求職者等との連絡には、法人が指定する電話、メール、情報システムその他の連絡手段を使用し、職員個人の SNS アカウント、電話番号又はメールアドレスを用いた連絡は行いません。ただし、業務上やむを得ない理由があり、あらかじめ所属長の承認を得た場合はこの限りではありません。

面談及び実習指導は、原則として法人が指定する時間及び場所で行い、必要性のない密室での一対一の対応を避けます。

職員は、求職者等との私的な食事、飲酒、外出、送迎又は宿泊を伴う交流を行いません。ただし、学校、養成機関又は法人が計画し、法人が承認した行事等は除きます。

求職者等から取得した個人情報は、採用又は実習等の目的以外に利用しません。求職者等が未成年者である場合は特に慎重に対応し、法人及び学校等を介さない私的な連絡又は交流を行いません。

4　相談・申出の受付

求職者等は、セクシュアルハラスメントを受けた場合だけでなく、そのおそれがある場合にも、法人の相談窓口に相談又は申出を行うことができます。本人のほか、求職者等の保護者、学校若しくは養成機関の担当者その他事案を把握した者からの相談も受け付けます。

相談又は申出は、書面、電話、電子メール又は口頭により行うことができます。法人は、求人、採用、施設見学、インターンシップ及び実習等の案内に相談窓口及び相談方法を記載するなど、求職者等に周知します。

5　相談後の対応

法人は、相談を受けたときは、相談者の心身の状況及び意向に配慮し、必要に応じて行為者とされる者との接触停止、担当者の変更その他必要な措置を講じます。

相談者及び行為者とされる者その他の関係者から事情を聞くなど、事実関係を迅速かつ正確に確認します。求職者等に関する事案では、本人の意向及びプライバシーに配慮し、必要に応じて保護者、学校、養成機関その他の関係機関と連携します。

相談者、求職者等、行為者とされる者その他関係者のプライバシー及び秘密を保護し、正当な理由なく情報を漏らしません。相談又は申出をしたこと、事

実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。
　ハラスメント行為が認められた職員には、就業規則その他関係規程に基づき厳正に対処します。また、被害を受けた求職者等の意向及び状況に配慮し、担当者の変更、実習環境の調整その他必要な保護措置を行います。

6　未然防止及び再発防止

　法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、職員への教育・研修、相談窓口の設置及び周知、相談者のプライバシー保護、事実確認並びに再発防止に取り組みます。採用活動及び実習指導に関与する職員には、本指針及び対応方法を周知します。

7　相談窓口

　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口は、次のとおりです。
担当者：施設長代理　　電話：0847-22-3478
電子メール：kozankai@mail.mcat.ne.jp

　この指針は、令和８年１０月１日から施行する。